

長岡市監査公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年8月16日

長岡市監査委員 小嶋洋一  
同 篠田弘成  
同 野本直樹  
同 丸山勝総

監査の結果に基づく措置

監査の種類	財政援助団体等監査
監査の対象	福祉デマンド・ネットワーク研究会 「人工透析デマンドタクシー事業補助金」 所管課：福祉保健部福祉課
監査の期間	令和5年1月16日から1月31日まで
監査の結果	(指摘事項) ・補助事業における不適切な経理について 補助金の実績報告時に提出された収支決算書では、補助金を当年度事業費に充当した記載となっているが、実際は補助金の一部を前年度の事業費に充当しているもの。加えて、収支決算書の内容を証明する証拠書類が整備されていないもの
措置状況	研究会に対し補助金の適切な執行を遵守することを徹底するよう求めたところ、収支決算書(修正)が提出され、その内容を確認した。合わせて、金銭出納帳など収支内容が明らかになる書類、規約が整備されたことを確認した。 不適切な経理が今後二度と起きないように、福祉課は、事業実態を適宜確認していくとともに、年二回とした補助金交付時期を年四回に改め、定期的に帳簿類と金銭の出入りを突合確認することとした。 また、人工透析患者の高齢化が進んでいること、研究会の経営基盤が弱いことなどの実態を踏まえ、今後の事業支援については、引き続き研究会と協議検討を重ねていく。 なお、当該団体以外に市の団体補助は多岐にわたるため、全庁の担当課に対し補助金事務の適切な執行を求め、必要に応じて執行状況を確認していく。